

○財務省告示第二百九十四号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十四年八月二十七日に発行した政府短期証券の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年九月六日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 国庫短期証券（第三百五回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に発行される入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

九 振替 単位	十 一 イ 発行 行 格 日	十 一 イ 発行 行 格 日	十 二 発行 行 格 日	十 三 償還 金額	十 四 元 金 支 払 額	十 五 入 札 参 加	十 六 払 込 期 日
振替法の規定による振替口座簿	すの。整数倍の金額によるものと	平成二十四年八月二十七日	平成二十四年十一月二十六日	償還金を支払う。	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成二十四年八月二十七日

平成二十四年十一月二十六日

十七銭五厘二毛

平成二十四年八月二十七日

の記載又は記録は、最低額面と

振替法の規定による振替口座簿